

『Pretty Woman 事件』(Cambell v. Acuff-Rose Music ,Inc.)

第1 はじめに

本事件は、音楽の著作物において、パロディとして制作された楽曲にフェアユースが認められた事件である。

パロディとは何か

既存の作品を題材として、既存の作品と異なる要素や表現を取り入れ、新たな視点やおかしみ（時に批判的なものも含む）を生じさせる作品

- ・パロディは題材とされる既存の作品を知っている相手に対して提供される（往々にして既存の作品は著名なものである）
- ・パロディを効果的に行うためには、既存作品の一部（しかも特徴のある部分）の借用が必要である
- ・既存作品の権利者からの許諾は得にくい
- ・単なる複製とは違い、既存作品の代替性は持たず、通常は既存作品と市場での競合は発生しない

第2 フェアユースの法理

1. 成り立ち

フェアユースの法理は、元来制定法によるものではなく、19世紀以来判例法上で発展してきたものであり、1976年著作権法第107条はこの法理を条文化したものである。その際、議会は、第107条については、判例法としてのフェアユースの法理を変更、限定、拡大するものではなく言い換えるものである、としている。

また、フェアユースに該当するかどうかについては、明確な線引きができるルール化は想定されておらず、ケースバイケースでの判断が求められるものとされ、第107条であげられる4要素も別々に取り扱うものではなく、すべての要素を総合的に検討すべきものとされている。

2. 内容

著作権法第107条の規定

『第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

(1) 利用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)

(2) 著作権のある著作物の性質

(3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性

(4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響
上記のすべての要素を考慮してフェアユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実は、かかる認定を妨げない。』

3. ソニーBetamax事件最高裁判決(1984年)での考え方

(1) 第一の要素(利用の目的および性質)について

著作物の利用方法が商業的利用かどうかを判断する

- ・非商業的利用にはフェアユースと推定し、第四の要素についての立証責任は原告に課す
- ・商業的利用にはフェアユースではないと推定し、第四の要素についての立証責任は被告に課す

(2) 第二の要素（著作物の性質）について

著作物が芸術的著作物か、事実的著作物か、機能的著作物かを判断する。

- ・芸術的著作物は、創作性のある要素が大きいので、著作権の保護範囲が大きくなる
- ・事実的著作物や機能的著作物は、事実やアイデアは保護を受けないので全体の保護範囲も小さくなる

(3) 第三の要素（使用された部分の量および実質性）について

著作物を利用する量と、著作物の核心的部分が含まれるかどうかを判断する

- ・利用の量が少なく、かつ、利用が著作物の核心的部分に及ばない場合はフェアユース成立の余地が大きい

(4) 第四の要素（市場等への影響）について

著作物の利用が原告の既存市場または潜在的市場を奪うものであるかどうか判断する

- ・該当する場合、フェアユースは成立しない

第3 Pretty Woman 事件判決

1. 事案の概要

(1) 被告

- ・ラップグループ「2 Live Crew」----パロディ曲『Pretty Woman』を制作
(Luther R. Campbell Christopher Wongwon Mark Ross David Hobbs)
- ・レコード会社 Luke Skywalker Records----上記パロディ曲を含むアルバムを発売

(2) 原告

- ・音楽出版社 Acuff-Rose Music, inc.----原曲『Oh, Pretty Woman』の著作権を保有(原著作者の Roy Orbison と William Dess から原曲の著作権を譲渡されている)

(3) 経緯

1964年 原著作者が原曲を制作し、原告 Acuff-Rose へ著作権を譲渡した。

1989年 被告 2 Live Crew がパロディ曲を制作した。

被告側が原告に対し、被告 2 Live Crew がパロディ曲を制作したことや原告の使用許諾を得たいことなどを通知した。

原告側はパロディへの使用許諾を拒絶した。

被告側はパロディ曲を含むアルバムを発売した。

1990年 原告は被告を著作権侵害で提訴した。

地方裁判所の判断

パロディ曲の商業目的使用はフェアユース認定の障害にならない等として、被告のフェアユースを認定した。

控訴裁判所の判断

地方裁判所の判断は、ベータマックス事件判決における「商業的な使用はアンフェアユースと推定される」という部分を軽視しすぎたと考えて、破棄、差戻しにした。

2. 最高裁判決

(1) 要旨

フェアユースを認めなかった控訴審判決を差し戻しにした。

著作権侵害行為であることは認めつつ、パロディ曲への利用はフェアユースと認

定した。

①価値変容的（トランスフォーマティブ）かどうか

パロディはフェアユースになりうる（もちろんならない場合もある）

②著作物の性質

創造的表現を含むが、パロディではそのようなものも使用するので重要ではない

③量と実質性

歌詞については、核心的部分を含むとしてもパロディ行為なので過剰ではない
曲については、再評価が必要なので差し戻す

④市場に対する影響

原告がラップ音楽版の「プリティーマン」の市場において被告のパロディ曲によって実質的に悪影響をうけたと言う証拠が無いので差し戻す

(2) フェアユースの各要素の検討について

パロディは何らかの形で主張を行うために原作品を真似ることが必要な性質のものなので原作品を利用する資格があるが、だからと言って全てのパロディがフェアユースと推定されるわけではなく、他の利用形態と同様著作権法の目的（科学と技芸の促進）に照らしてケースバイケースで判断されなければならない。

①「利用の目的および性質」について

新作品が、単に原作品の「目的に取って代わる」だけのもの（端的には単純な複製）か、あるいは新たな表現などで価値変容的（トランスフォーマティブ）なものか、を検討する。

価値変容的であればあるほど、著作権の目的である「学術と技芸の促進」に近いのでフェアユースの認定に有利であり、それに伴い他の要素の重要性は低くなる。

本件のパロディ曲が、ある程度原曲を解説し批評していることは合理的に認識される。

控訴裁判所の判断のように、ベータマックス事件判決における商業的利用であるかどうかと言う基準を重視し過ぎて、常に「商業的利用はフェアユースではないと推定する」ようにした場合、多くの批評、解説、報道、調査などもフェアユースではないと推定されることになりかねず、妥当ではない。

②「著作物の性質」について

一部の作品がほかの作品よりも著作権保護の目的の核心部に近い所に位置し、前者が複製された場合は、フェアユースの立証はより難しくなる。本件の

原曲の創作的表現は、この「核心部に近い」ものであるが、パロディはそのような一般に知られた表現を利用するものであり、フェアユース否定に役立たない。

- ③「著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性」について
許されるコピーの程度は、その利用の目的と性格によって異なる。量の他にコピーの質やコピーした箇所の重要性を考慮することも重要である。ただし、パロディは、受け手が知っていると確信できる原作品の特徴的または覚えやすい部分を利用することが常であり、ある程度そのような利用がされるのは避けられない。

特徴的な部分を利用したことだけでなく前後関係が重要であり、本件のパロディ曲では、出だしの部分はギターの特徴的なリフを利用し、歌詞の先頭部は原曲をコピーしているが、途中から曲も歌詞も原曲とは離れており、パロディ曲自体の重要な部分はそちらにあると考えられる。

- ④「著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響」について

原作品への害と二次的著作物（ラップ音楽）への害を考慮する必要がある。原作品の「目的とする市場」に対し単純な複製は代替性があるが、価値変容的（トランスフォーマティブ）な場合には代替性は不確かで、通常は原作品とパロディは異なる市場機能を提供するものである。二次的著作への害については、原告の許諾を受けた原曲のラップ版の市場をパロディ曲が害したという証拠はない。

第4 他の事案

1. 『風はとわに去りぬ』(SuntrustBank 対 Houghton Mifflin) 事件 2001年

有名な小説『風とともに去りぬ (Gone With The Wind)』の権利を管理する銀行が、同作品のパロディ小説『風はとわに去りぬ (The Wind Done Gone)』を出版した出版社を訴えたが、フェアユースが認められた事件

後者は、作品の前半において前者の序文、情景、登場人物などを使用しており、原告は、これを著作権侵害行為であるとして訴えた。地裁では、被告のフェアユースの成立を認めず、差止めの仮処分が出たが、控訴裁では、フェアユースの成立を認めた。

そこにおいて、Pretty Woman 事件の最高裁判決のトランスフォーマティブかどうかの判断が用いられた。

2. パロディ・モンタージュ写真事件 (最高裁昭和 55 年 3 月 28 日判決)

写真家が、自ら撮影した写真を無許諾でモンタージュ作品に利用したグラフィックデザイナーを訴え、著作者人格権侵害が認められた事件

グラフィックデザイナーは「引用」を主張したが認められなかった。本件は、一般に日本ではパロディが認められなかった事例として紹介される場合が多いようだが、被告の作品は、原告の写真そのものを批評するものではなく、パロディとは言いがたいものである。

仮に、日本にフェアユースと同様の法理があったとしても、フェアユースとは認められない事例と思われる。

3. 嘉門達夫 (歌手) の許諾取得

替え唄メドレーシリーズ

(元の曲の歌詞)

(替え歌の歌詞)

「海岸で若い二人が恋をする物語」 → 「海パンで中井貴一が腰をふる物語」

「ヘイヘイ時には起こせよムーブメント」 → 「ヘイヘイ時には怒れよ住専」

「ゼニのためなら女房も泣かす」 → 「税のためなら帳簿ゴマカす」

etc.

SOFTIC

Y ゼミ 2010 第 1 回

凸版印刷:佐藤